

2 都民の安全安心に関する施策

1 治安対策の推進	62
2 交通安全対策等の推進	80
3 若年支援施策の推進	89

都民の安全安心に関する施策

都民安全推進部は、少子高齢化や世帯の単身化等、都民生活の変化を捉えつつ、「治安対策」「交通安全対策」「若年支援」の3つを施策の柱として、都民の安全安心に資する施策を総合的に推進している。

実施に当たっては、警察機関はもとより、区市町村、民間事業者、地域の防犯ボランティア等が連携し、一体となった取組が不可欠であり、都がこれらの主体を繋ぐ結び目としての役割を果たし、安全で活気ある地域社会の実現に向けて各施策を切れ目なく実施していく。

主な事業は、次のとおりである。

1 治安対策の推進

- (1) 「東京都安全安心まちづくり条例」（以下「安全安心条例」という。）に基づき、安全で安心して暮らせる東京を実現するため、防犯環境の整備や防犯ボランティアの活動支援、子供の安全対策等に取り組んでいる。また、在住外国人等の安全安心施策の推進、有害情報等からの保護、再犯防止の推進や非行少年の立ち直り支援等を行い、地域の防犯力の強化に取り組んでいる。
- (2) 警視庁や区市町村等関係機関と連携し、特殊詐欺等の身近な犯罪の防止対策、外国人不法就労防止対策、暴力団排除対策等、治安の改善に取り組んでいる。

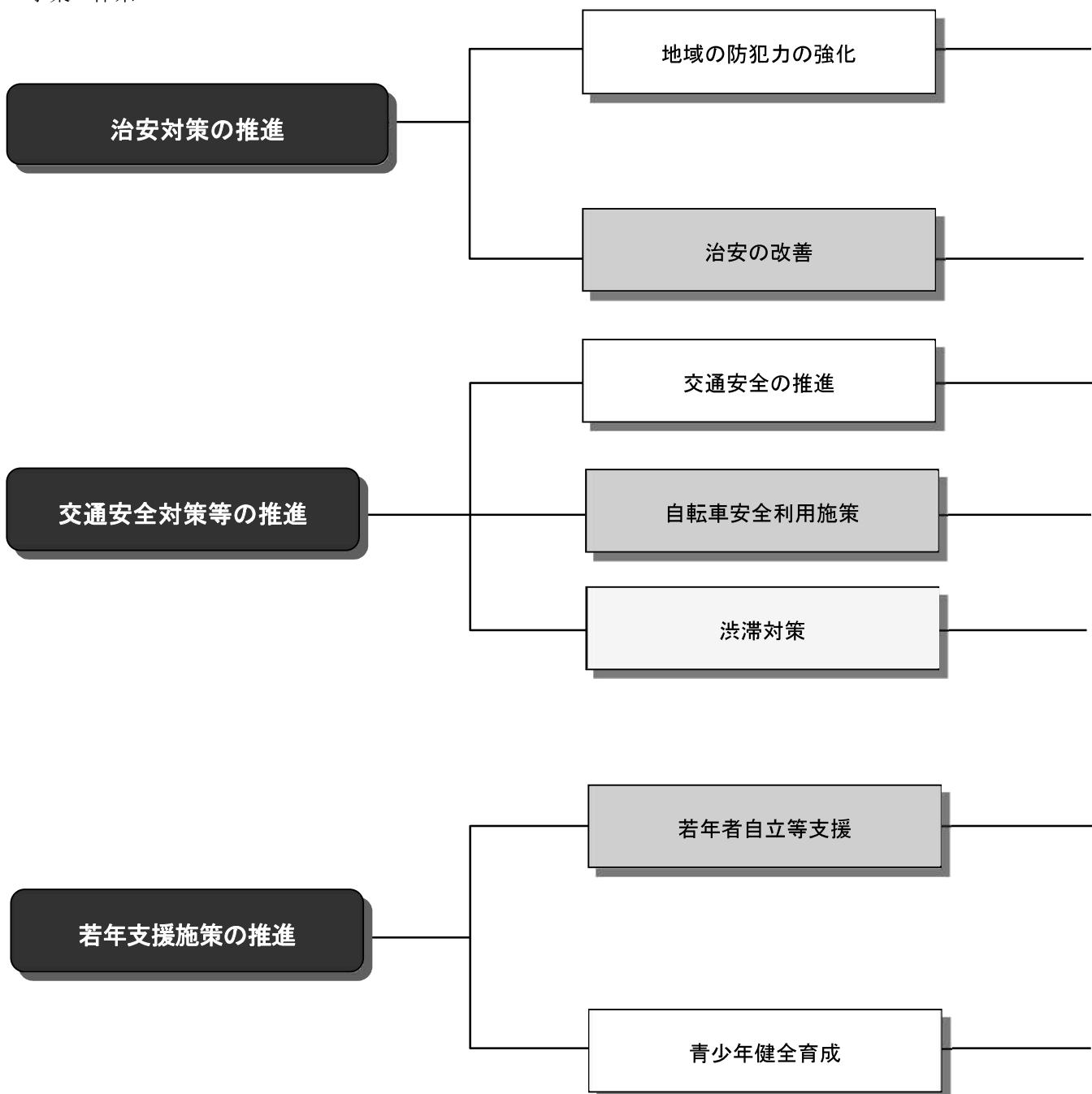
2 交通安全対策等の推進

- (1) 交通事故のない安全安心な都市東京を実現するため、子供と高齢者、外国人等に対する交通安全教育や飲酒運転対策等、交通安全の推進に取り組んでいる。
- (2) 自転車安全利用の普及啓発や放置自転車対策等の取組を実施している。
- (3) I T S（高度道路交通システム）等を活用した集中的な渋滞対策を実施している。

3 若年支援施策の推進

- (1) 悩みを抱える若者の相談を受け、適切な支援につなぐ、若者総合相談センター「若ナビα」の運営や、区市町村による若者の自立等支援体制整備の促進等を通じ、若年者の自立支援に取り組んでいる。
- (2) 青少年が安全安心な環境の中で心身ともに健やかに成長できるよう、地域活動の推進や、青少年健全育成審議会の運営等を通じ、青少年の健全育成に取り組んでいる。

事業の体系



- ・安全安心条例に基づく防犯環境の整備や防犯ボランティアの活動支援、子供の安全対策
- ・在住外国人等の安全安心施策の推進
- ・有害情報等からの保護
- ・再犯防止等の推進、非行少年等の立ち直り支援

- ・身近な犯罪の防止対策
- ・外国人不法就労防止対策
- ・外国人滞在支援対策
- ・暴力団排除対策

- ・子供と高齢者、外国人等の交通安全教育
- ・飲酒運転対策
- ・交通事故相談

- ・自転車安全利用の普及啓発
- ・放置自転車対策

- ・I T S 等を活用した集中的な渋滞対策

- ・若者総合相談センター「若ナビ α」の運営
- ・若者の自立等支援体制の整備（区市町村補助、地域支援者向け講習会、若者応援プロジェクト等）

- ・地域における青少年健全育成の推進
- ・青少年健全育成審議会の運営

1 治安対策の推進（都民安全課・治安対策課）

(1) 防犯環境の整備

地域の防犯力向上のため、防犯カメラの設置を契機として、地域の見守り活動等が活発に展開されるよう、町会・自治会や商店街等に対し、設置費用等の補助を行っている。

ア 防犯設備の整備に対する区市町村補助（平成16年度開始）

※ 平成24年度より産業労働局へ執行委任

安全で安心なまちづくりを防犯設備面から推進するため、商店街及び商店街の連合会が防犯カメラ等を設置する経費について、区市町村を通じて補助している。

- ・事業実績（令和4年度）

補助総額 28,413千円

イ 地域における見守り活動支援（平成22年度開始）

町会・自治会等が単独で、又は連携して行う、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品等の経費について、区市町村を通じて補助しているほか、区市町村が行う落書き消去等の環境改善に必要な資機材や、青色防犯パトロールで使用する青色回転灯等の購入に係る経費の一部を補助している。

- ・事業実績（令和4年度）

補助総額 319,233千円

※ 防犯設備補助事業に係る実績

ウ 子供の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業（令和4年度開始）

区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が協議し、子供の放課後活動時間帯における安全確保のため必要と認める場所へ区市町村が設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助している。

- ・事業実績（令和4年度）

補助総額 24,800千円

エ 防犯設備維持管理経費補助事業（令和元年度開始）・防犯設備運用経費補助事業

（令和2年度開始）

地域の防犯力の維持向上に取り組む町会・自治会、商店街等を更に支援するため、町会・自治会、商店街等が設置・管理する防犯カメラ（※）の保守点検及び修繕に係る経費並びに電気料金及び使用料（共架料等）の一部について、区市町村を通じて補助している。

※ 上記ア、イの補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ

- ・事業実績（令和4年度）

防犯設備維持管理経費補助 補助総額 10,891千円

防犯設備運用経費補助 補助総額 10,940千円

オ 防犯カメラステッカー事業（令和3年度開始）

都の補助を受けて設置した防犯カメラの視認性を向上させ、「見せる」防犯による犯罪抑止、地域における防犯意識の向上、及び来都者等の安心感醸成を図るため、防犯カメラの設置表示に用いるステッカーのデザインを提供している。



防犯カメラステッカーデザイン

(2) 防犯ボランティアの活動支援

安全安心条例に基づき、防犯ボランティアが活動を継続・充実するために必要な支援を区市町村等と協力して行っている。

ア 防犯ポータルサイトの運営（平成17年度開始）

地理情報システム（Web-GIS）を活用した各種マップ、防犯ボランティア団体の概要や活動事例、子供の安全対策、都・区市町村の取組等を掲載したポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」を運営している。

- ・防犯ボランティアデータベース登録団体（令和4年度末）

1,060団体

イ 防犯ボランティアのつどい（平成17年度開始）

防犯ボランティア団体の拡充や活動の活性化を図るため、防犯の専門家によるセミナーのほか、他団体との意見交換の場を設け、交流を深めるとともに、防犯情報マップの活用・操作方法に係る講習を実施し、パトロール等各種活動の高度化、効率化を図っている。

- ・事業実績（令和4年度）

令和4年11月 青パトセミナー 参加者 39人（青色防犯パトロール車 18台）

令和4年6月、10月 防犯ボランティアのつどい 参加者 67人

ウ 防犯団体等への生活安全担当局長賞贈呈（平成28年度開始）

防犯活動を長年実施している個人（団体）や、地域の安全安心に関して模範となる先駆的な防犯活動を実施している個人（団体）を表彰し、感謝の意を表すことで、一層の防犯活動の推進を図っている。

- ・事業実績（令和4年度）

表彰状 13団体、27人 感謝状 24団体

エ ながら見守り連携事業の推進（平成27年度開始）

犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等を見守るネットワークの構築を進めている。区市町村は、



ながら見守りステッカー
(車両用：見る角度で絵柄が変わる。)

地域の実情を踏まえた個別協定を当該事業者と締結し、よりきめ細かな見守り活動を実施している。

<ながら見守り連携事業 締結中の企業 計33社>

平成27年度	一般社団法人東京都信用金庫協会 日本郵便株式会社東京支社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
平成28年度	株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ボンラ 株式会社イトーヨーカ堂 東京都牛乳商業組合 東京ヤクルト販売株式会社 東京都新聞販売同業組合 多摩新聞販売同業組合 ヤマトホールディングス株式会社 佐川急便株式会社 東京電力ホールディングス株式会社
平成29年度	三井住友海上火災保険株式会社 住友生命保険相互会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
平成30年度	一般社団法人東京都LPGガス協会 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
令和元年度	株式会社カクヤスグループ 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
令和3年度	株式会社ダスキン 訪販グループ営業本部 東京地域本部 サニクリーングループ (株式会社サニクリーン東京 デイベンロイリネンサプライ株式会社 株式会社トヨエ エスケーユニフォーム株式会社) コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 株式会社白洋舎
令和4年度	アサヒ飲料販売株式会社 SOMP Oケア株式会社

オ 子供安全フェスタ（平成20年度開始）

子供に親しみがあるキャラクター等を起用した「防犯ショー」を中心としたイベントを開催し、子供が犯罪被害等に遭わない方法を親子で楽しみながら学ぶ機会を設け、子供自身の防犯力の向上を図るほか、子供を見守る防犯ボランティア活動への保護者の理解を深めている。

・事業実績（令和4年度）

令和5年3月（会場・オンラインのハイブリット開催）

会場参加 239名 動画総視聴回数 約1,000回（アーカイブ配信含む）

カ 防犯ボランティア団体結成促進事業（令和3年度開始）

防犯ボランティア団体が抱える「高齢化」と「担い手不足」という課題の打開策として、「市民ランナー」と「犬の飼い主」に着目し、「ランニングしながら」の見守り活動（RUNandSAFETY）及び「犬の散歩をしながら」の見守り活動（わんわんパトロール）を実施する団体からの申請に対して、防犯活動啓発グッズを配布している。

これにより市民ランナーが街中をランニングする際や、飼い主が犬を散歩させる際に、街の安全安心を見守る「ながら見守り」を実施する防犯ボランティア団体の結成促進及び育成を図っている。

(3) 子供の安全対策

登下校時の見守りやパトロールのほか、地域で子供を見守るための活動促進、人材育成等を行っている。都内の刑法犯認知件数が減少している中においても、子供が犠牲となる痛ましい事件・事故が後を絶たない昨今の情勢を踏まえ、一層の取組を図っていく。

ア 子供見守り活動事例集の作成・配布（平成23年度開始）

子供見守り活動事例集を作成し、町会・自治会、PTA、防犯ボランティア団体、行政、警察機関等へ配布している。

- ・事業実績（令和4年度）

令和4年度子供見守り活動事例集 18,000部

イ 親子で学ぼう、防犯教室（令和2年度開始）

事件・事故に遭う危険性が高まる小学校入学前の子供を対象に、「すぐ逃げる」等の実践訓練により子供の危険予測・回避能力を向上させる防犯教室を実施している。また、保護者同伴で参加することで、子供の安全教育や見守り活動に対する保護者の意識向上を図り、受講後には、親子で繰り返し復習ができるドリルを配布している。

- ・事業実績（令和4年度）

16自治体にて実施

ウ 家庭での子供の安全啓発事業（平成30年度開始）

小学校低学年の児童、その保護者等を対象とした子供の安全啓発動画を紹介するリーフレットを作成し、小学校入学予定の児童を持つ保護者等に配布することで、家庭における安全教育の普及・啓発を図っている。

- ・事業実績（令和4年度）

動画紹介リーフレット 135,000部

エ 子供を守る事業者連携事業（TOKYOこども見守りの輪プロジェクト）（令和4年度開始）

親子で訪れることが多い商業施設の運営事業者と連携し、利用客に対する啓発動画の放映や、店舗周辺の見守り活動、従業員等への啓発等を通じ、子供・保護者の防犯意識の向上と、地域ぐるみで子供を守るという社会気運の醸成を図っている。

オ 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援

児童買春等の犯罪被害等を未然に防止するため、いわゆる「ト一横」等の繁華街に集まる青少年を対象としたイベント等を通じて情報発信を行うとともに、第33期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえた効果的な施策を検討する。

(4) 在住外国人等の安全・安心施策の推進

都内の在住外国人は、令和5年1月現在約58.1万人（前年比約6.3万人増）と過去最多となり、今後も在住外国人や外国にルーツを持つ者（以下「在住外国人等」という。）や、その子供は増加していくことが予想される。

このため、在住外国人等にも地域社会を構成する一員として「地域の安全」に協力してもらうことを目的として、在住外国人等を対象にした安全安心に関する取組や啓発を推進していくことが重要である。

ア 在住外国人等による子供の見守り活動（令和元年度開始）

在住外国人等が多く集まる区市町村や団体等と連携・協力し、子供の見守り活動を実施することで、在住外国人等の子供の安全を確保するとともに、在住外国人等にも防犯意識を高めてもらい、地域における防犯力の向上につなげていく。

- ・事業実績（令和4年度）

子供の見守り活動 新規3地域

イ 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発（令和2年度開始）

在住外国人等の子供の非行や犯罪被害を防止するため、小学校高学年以上を対象とした安全啓発に関するテキストを作成し配布するとともに、講座を実施している。

テキストは、「やさしい日本語版」に加え、英語、中国語等の計7種類作成し、区市町村、警視庁等を通じて配布するとともに、ホームページにも掲載し、広く活用できるようにしている。

講座は、オンライン実施も可能で、日本語又は英語により開催している。

加えて、令和3年度には、小学校低学年以下の子供自身に学んでもらうことを目的として、安全安心に関する基礎知識やトラブルへの対応方法等を分かりやすい表現で取りまとめた電子紙芝居をやさしい日本語、英語、中国語及び韓国語の計4言語で制作し、インターナショナルスクール等への配布及びホームページにおける配信を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

安全啓発講座 19回開催

安全啓発テキスト 計6,000部増刷

(やさしい日本語)	1,800部
(英語)	2,300部
(中国語 簡体字)	600部
(中国語 繁体字)	200部
(韓国語)	300部
(ベトナム語)	500部
(ネパール語)	300部



安全啓発テキスト
(英語版)



電子紙芝居(中国語版)

ウ 在住外国人等に向けた情報発信（令和2年度開始）

在住外国人等に安全安心に関する情報を届けるため、やさしい日本語や英語等を活用した情報発信をホームページ等で行うとともに、外国人が多く集まるイベントにおける啓発、在住外国人等の支援者を対象とした情報連絡会の開催等を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

イベントへのブース出展 3件

情報連絡会（2月開催） 参加者 45人

(5) 有害情報等からの保護

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（以下「健全育成条例」という。）に基づき、青少年の生活環境の整備、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の防止等を目的として各種事業を実施している。

ア 立入調査（昭和39年度開始）

青少年を深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ等に立ち入らせないよう、また、不健全な図書類が青少年に販売、貸付け、閲覧等されないよう、健全育成条例に基づく職員による立入調査及び自主規制等の実態調査等を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

不健全図書類の販売状況に係る立入調査等

書店・コンビニ店 計49店

映像・ゲームソフト店 計32店

深夜立入制限施設（カラオケボックス、まんが喫茶等）への調査

計63店

イ 健全育成功労者等表彰（昭和39年度開始）

青少年の健全育成に功績のあった人、模範的行為を行った青少年等を対象に表彰等を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

被表彰者数 80（団体含む）、感謝状被贈呈者数 90

ウ 青少年健全育成協力員制度（平成16年度開始）

青少年が安全安心に育つ環境を整備するため、健全育成条例に基づく指定図書類及び表示図書類の包装及び陳列がより適切に行われるよう、東京都青少年健全育成協力員制度により、その徹底を図っている。

区市町村からの推薦等により、都民を協力員として委嘱し、当該協力員は書店等において、区分陳列の状況等について調査し、都に報告。都は、協力員からの通報や報告に基づき、問題のある書店等に対する立入調査を実施し、指導を行っている。

<活動内容>

- ・指定図書類及び表示図書類の有無、包装・区分陳列・青少年制限掲示掲出の状況の確認
- ・その他成年向け図書類の自主規制状況の確認
- ・事業実績（令和4年度）

委嘱者数	活動者数 累計	調査店舗 累計	指定図書に 係る通報等	立入調査 実施件数	問題 あり	問題 なし
697	491	2,732	0	0	0	0

エ 携帯電話の危険性から子供を守るための取組（平成23年度開始）

健全育成条例に基づき、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益な携帯電話端末等及びインターネット接続機器に付加することができる機能を推奨する制度を設けている。

東京都が推奨した携帯電話端末等及び機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の9都県市において共同して推奨することとしている。

オ ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営（平成21年度開始）

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルの被害者・加害者となるケースが発生しており、さらにはパパ活や自画撮り被害等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルも社会問題となっている。

そこで、青少年やその保護者、学校関係者等を対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な相談窓口「こたエール」を運営している。

運営に当たっては、教育庁や福祉局等関係部局と連携しながら実施している。

<受付方法> 電話・LINE（月曜日～土曜日、午後3時から午後9時まで ※祝日・年末年始を除く。）、メール〔スマートフォン、PC〕（常時）

- ・事業実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	1,757件	1,746件	2,822件	2,136件	1,660件

カ インターネット利用適正化・性被害等防止対策（平成18年度開始）

スマートフォンやSNS等の急速な普及やその利用の低年齢化に伴い、生活環境の乱れにつながるインターネットの長時間利用や、パパ活や自画撮り被害といったSNSに起因する性被害関連のトラブル等が社会問題となっている。

このような様々な被害から都民を守るため、トラブルに巻き込まれやすい青少年やその保護者、そして周囲の大人に向けて、問題の正しい認識や対応方法等に関する知識を身に付けてもらうことを目的とした各種啓発を行っている。

(ア) ファミリeルール講座の運営

インターネット等の利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことのできる講座等を実施している。

インターネット等の利用に関するトラブルや自画撮り被害等を取り上げる「基礎講座」と、家庭のルール作りを支援する「保護者同士のグループワーク」、性被害等をより身近な問題として理解を深めてもらうための「大学生と考えるグループワーク」、「生徒自身による自主ルール作り」等、利用者のニーズに応じて選択できる「選択講座」がある。

・事業実績（令和4年度）

ファミリeルール講座の開催 全759回、参加者 111,079人

大学生と考えるグループワーク 9校

生徒自身による自主ルール作り 9校

(イ) 啓発リーフレット等の作成・配布

「自画撮り被害」等の性被害やネットトラブルの実態、相談窓口等をまとめたリーフレットを作成し、年代別のものを生徒やその保護者に配布している。

・事業実績（令和4年度）

リーフレット（小学5年生本人用） 135,000部

（中学1年生本人用） 133,000部

（高校1年生本人用） 123,000部

（小学1年生保護者用） 167,000部

（小5、中1保護者用） 263,000部

(ウ) SNSトラブル防止動画コンテスト（令和元年度開始）

都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの青少年等からSNSトラブル防止を啓発する動画等のコンテンツを募集するコンテストを開催している。

また、入選作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る気運を醸成している。

・事業実績（令和4年度）

応募総数 538点（そのうち、最優秀賞ほか9作品を表彰）

(エ) SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化（令和3年度開始）

SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻化する中、安全安心な形でインターネット等を利用できる環境の整備に取り組んでいく必要がある。

この課題に対処するため、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等について普及啓発を実施している。

<内容>

- ・青少年の性被害防止に向けたターゲティング広告

インターネット上でハイリスクな行動をとる青少年や大人を対象に、SNS等での危険な行動について注意を呼び掛けるターゲティング広告を配信する。

(6) 再犯の防止等の推進

近年、刑法犯で検挙された者のうち、初犯者及び再犯者共に減少傾向にあるが、再犯者の減少は小幅に留まり、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は上昇傾向にある。こうした中、平成28年12月の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行や平成29年12月に策定された国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」（計画期間：令和元年度～5年度。以下「本計画」という。）を策定した。本計画に基づき、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関等と連携して必要な取組を推進する。

ア 東京都再犯防止推進協議会の運営（令和元年度開始）

本計画に基づき設置した東京都再犯防止推進協議会及び同実務者会議において、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等が、直面する課題への対応等について包括的に協議し、再犯防止に向けた連携を充実・強化する。

また、令和5年度は本計画の最終年度となることから、再犯防止推進協議会及び同実務者会議において、これまでの再犯防止に関する取組の整理や有識者の意見聴取を行い、第2次東京都再犯防止推進計画案に関して検討、協議し、令和5年度中に同計画の内容を定める。

- ・構成 東京都の職員 9人、国の関係機関の職員 4人、区市町村の職員 3人、民間支援団体 5人、有識者等 3人 計24人

イ 犯罪に関する相談事業（平成30年度開始）

犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には疾病等の様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置している。社会福祉士等の専門職が電話等による相談に対応し、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげ、再犯を防止する。

(相談事業の変遷)

平成30年度 高齢者万引き相談

万引きに関する悩みを抱える高齢者やその家族等を対象に相談窓口を設置

令和元年度 高齢者よろず犯罪相談

犯罪に関する悩みを抱える高齢者やその家族等を対象に相談窓口を設置

令和2年度以降 犯罪お悩みなんでも相談

犯罪に関する悩みを抱える者、その家族又は関係者を対象に相談窓口を設置。全ての年齢層を対象に、あらゆる犯罪の相談を受け付けている。



犯罪お悩みなんでも
相談ポスター

ウ 区市町村サポート事業（令和4年度開始）

区市町村における再犯防止の取組を後押しするため、イの相談事業におけるこれまでの対応ノウハウを活用し、区市町村の課題やニーズに応じた研修会の開催、情報提供等を行っている。

また、「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」の開催により、都、区市町村相互の情報交換や、取組事例の共有を行い、連携を図っている。

エ 「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」の作成・配布（令和元年度開始）

保護司をはじめ、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関やNPO法人等の民間支援機関等、非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の活動の一助とするため、再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブックを作成・配布している。

オ 再犯防止に関する研修会（平成29年度開始）

犯罪をした者等の社会復帰支援に携わる支援者の「立ち直りを支援する力」の向上を図り、支援者による再犯防止の取組の裾野を広げるため、研修会を開催している。

・事業実績

令和4年度 全4回、参加者 計753人

カ 再犯防止に関するWEBサイトの運営（令和4年度開始）

犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者や、犯罪をした者やその家族等を対象に、悩みや困難に応じた相談窓口等の検索や、再犯防止に関する情報を調べることができるポータルサイト「リスト！NET」を運営している。

キ 社会を明るくする運動（昭和26年度開始）

法務省の主唱による、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。国、都道府県、区市町村それぞれが推進委員会を設置して運動を実施しており、都は知事が推進委員会委員長となっている。毎年7月の強調月間に啓発キャンペーン等を行っている。

ク 協力雇用主制度の普及啓発

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を行っている。

ケ 非行少年の再犯防止、社会復帰支援事業（平成27年度開始）

保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合を見ると、無職者は有職者の約3倍となっている。このことから、非行歴のある少年が立ち直り、社会の一員として自覚と責任を醸成していくためには就労が重要であるという考え方の下、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用することで同人に就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩としている。

コ サポーターズ交流会（令和5年度開始）

犯罪をした者等の立ち直りを支援する関係機関・関係者ネットワークの強化と支援活動の促進・活性化を図るため、再犯防止に携わる関係機関・関係者の交流会を開催する。

サ 保護司活動への理解を深めるための都職員説明会（令和5年度開始）

保護司の確保が課題となっていることを踏まえ、都職員の保護司に関する理解を深めるための説明会を開催する。

(7) 少年非行を防止する取組の推進

万引きは非行の入口ともいわれており、それを繰り返すうちにより重大な犯罪を行うようになる場合もあることから、子供に万引きをさせないための取組を推進している。

ア 子供に万引きをさせない連絡協議会の運営（平成18年度開始）

子供の非行防止や健全育成に資するため、子供の万引き防止対策を協議、推進する連絡協議会を設置している。

・構成 学識経験者 1人、健全育成団体等 15人、行政等 3人 計19人

イ 万引き防止啓発活動の推進（平成19年度開始）

(ア) 万引き防止啓発リーフレットの作成・配付

万引き防止を啓発するリーフレットを発達段階に応じ3種類を作成し、都内全小中学校の小学2年生、5年生及び中学2年生を対象に配布し、学校における指導を支援している。

(イ) 健全育成音楽劇の実施

子供の万引き防止をテーマとした音楽劇や講話、鑑賞後の授業等を地域の実態や課題を踏まえて実施することで、「万引きをしない、させない、見逃さない」という気運づくりを進めるとともに、子供の規範意識を育んでいる。

また、令和2年度からは実施校の児童を対象として、「万引き防止標語」の作成を通じて学習を深める取組を行っている。



健全育成音楽劇



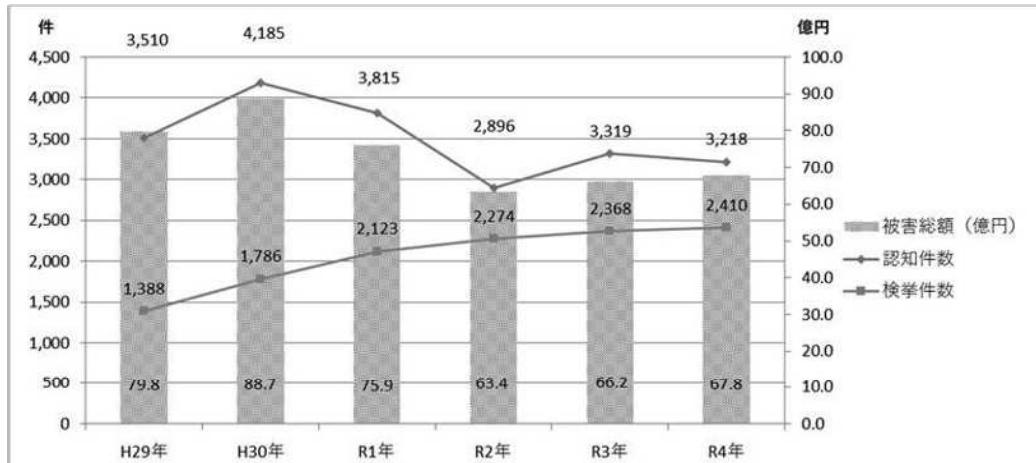
万引き防止標語ポスター

(8) 身近な犯罪の防止対策

都民の身近で発生する犯罪は多種多様であるため、情勢に応じて柔軟かつ機動的に対応することを基本とし、「特殊詐欺」をはじめ、「女性に対する犯罪の防止対策」等の各種被害防止対策を警視庁、区市町村、関係団体等と連携し実施している。

ア 特殊詐欺対策

【都内の特殊詐欺による被害総額・認知件数・検挙件数】



(出典：令和4年における特殊詐欺の状況について（警視庁）)

(ア) 特殊詐欺被害防止に向けた体験型啓発（令和4年度開始）

体験希望者に特殊詐欺の犯行手口を模した電話や、SMS（ショートメッセージサービス）を体験することで、特殊詐欺被害に遭う危険性を実感してもらい、注意喚起を行う。また、子世代等からの申込みを受け付けることで、家族で特殊詐欺対策を考える機会を創出する。

令和5年度からは各自治体が主催する防犯講習等に講師を派遣し、手口の解説や対策の説明に加え、会場において特殊詐欺を模した電話やSMSを体験させる方式で実施する。

・事業実績（令和4年度）

世田谷区、大田区、板橋区、町田市在住者を中心に505名が体験

(イ) 特殊詐欺加害防止に向けたターゲティング広告による広報（令和4年度開始）
令和4年8月からインターネットやSNS上で「受け子」や「出し子」など、いわゆる「闇バイト」関連の単語を検索した10代から30代の若者に対し、警告を行うターゲティング広告を表示させるとともに、啓発動画コンテンツ等がある特設サイトに誘導して特殊詐欺の危険性について啓発を行い、「闇バイト」等への応募を思いとどまらせている。また、特設サイトでは、AIチャットボット機能を活用した相談システムを構築し、相談・支援機関の案内を行っている。

(ウ) 特殊詐欺加害防止に向けた大学キャンパス内広報（令和4年度開始）

大学生が「楽して高収入」「日給5万円以上」などの募集にだまされ、闇バイトに応募することのないよう、大学生向けに特殊詐欺加害防止用のリーフレットの作成・配布を行うとともに、キャンパス内の広報媒体を活用した加害防止広告を展開し、「闇バイト」への応募を防止する。

・事業実績（令和4年度）

コピー用紙裏面広告	240,000枚
テーブルトレイ	8,000枚
特殊詐欺加害防止リーフレット	170,000部

(エ) 特殊詐欺被害防止公演等広報啓発活動（平成18年度開始）

警視庁等と連携し、特殊詐欺の手口を分かりやすく解説した高齢者向けの被害防止リーフレットの作成・配布、プロの劇団員による「特殊詐欺被害防止公演」、その他様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施している。

・事業実績（令和4年度）

プロの劇団員による特殊詐欺被害防止公演	71回
特殊詐欺被害防止対策用リーフレット	100,000部
特殊詐欺被害防止啓発品	1,300個

イ 女性に対する犯罪の防止対策

(ア) リーフレット及び講習会による啓発（平成26年度開始）

警視庁等、関係機関と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項、被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っている。

・事業実績（令和4年度）

女性に対する犯罪被害防止用リーフレット	130,000部
女性に対する犯罪被害防止講習会	7回



(イ) 女性に対する犯罪の防止対策に向けた広告（令和5年度開始）

女性に対する犯罪の現場に居合わせた第三者が、犯罪を見て見ぬふりをせず、さりげ

ない行動により被害を未然に防止し、社会全体で女性に対する犯罪を許さないという社会気運を醸成するため、女性が犯罪被害に遭いやすい事例に基づき、現場に居合わせた第三者が被害を未然に防止するためにとり得る「さりげない行動」を動画で紹介し、各種媒体を通じた広報展開を行う。

ウ 痴漢撲滅プロジェクト（令和4年度開始）

痴漢被害のない社会の実現を目指し、府内関係各局及び警視庁から成るプロジェクトチームを設置し、痴漢被害実態調査を行うとともに具体的な対策について検討を行う「痴漢撲滅プロジェクト」を推進している。

エ 万引き対策（平成18年度開始）

万引き防止官民合同会議と連携した「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境をつくるためのキャンペーンや警視庁、事業者と共同した「万引きをしにくい店舗づくり」を実施している。

- ・事業実績（令和4年度）

万引き防止官民合同会議 1回

オ 危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定（平成27年度開始）

都、警視庁、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部で、危険ドラッグ及び特殊詐欺の犯罪拠点として都内の建物が利用されないようにするため、平成27年5月に協定を締結した。本協定に基づき、都及び警視庁は協会に危険ドラッグ及び特殊詐欺に関する情報提供を行い、両協会は協会員へ建物を危険ドラッグの販売や特殊詐欺の用に供しないための啓発活動等を行っている。

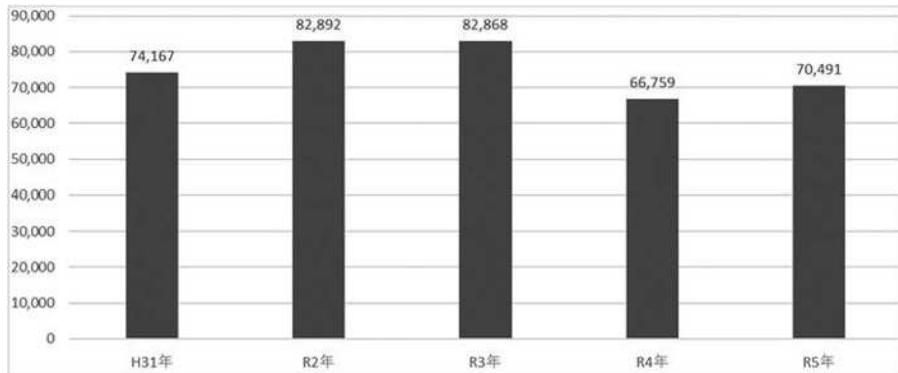
（9） 外国人不法就労防止対策

都では、出入国在留管理庁、東京出入国在留管理局及び警視庁と連携して不法滞在外国人対策の取組を行ってきたが、令和5年1月現在、依然として全国で70,491人（前年比3,732人増）の不法残留者が存在している。

不法残留者をはじめとした不法滞在者の多くが不法就労に従事しており、こうした背景には、雇用する側の事業主が、外国人の在留管理制度について十分な知識を持っていないことに加え、不法滞在者等を低賃金の労働者として雇用している実態がある。

そのため、都では、不法滞在を可能としている環境の改善を図るために、東京出入国在留管理局、警視庁などと連携し、事業主を対象とする不法就労防止啓発講習などの対策を実施している。

【不法残留者数の推移・全国】 ※基準日は各年とも1月1日 (人)



(出典：本邦における不法残留者数について（出入国在留管理庁）)

【稼働場所別不法就労事件の推移】 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	10,086	12,818	10,993	13,255	6,355
東京都	1,437	1,551	1,428	1,287	529
茨城県	1,975	2,126	1,512	1,973	1,283
千葉県	1,666	1,878	1,488	2,064	890
愛知県	912	1,606	1,452	1,265	701
埼玉県	860	1,290	1,290	1,632	558
群馬県	456	826	851	1,439	536
その他	2,780	3,539	2,972	3,595	1,858

(出典：出入国在留管理庁ホームページ、令和4年における入管法違反事件について)

ア 不法就労防止啓発講習（平成18年度開始）

在留管理制度の正しい認識や適正雇用についての意識を高めるため、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）や労働関係法令の知識を有する民間団体に委託し、不法就労防止啓発講習を実施している。

また、平成28年度からは、企業の人事担当者が一堂に会す展示会で、東京出入国在留管理局、警視庁及び東京労働局と連携して、外国人労働者雇用マニュアル等の配布や外国人雇用に関する相談会を行っている。

・事業実績（令和4年度）

不法就労防止啓発講習 33回、受講人数 2,359人

イ 「外国人労働者雇用マニュアル」の作成（平成18年度開始）

外国人労働者を雇用する際の注意点を分かりやすく解説した「外国人労働者雇用マニュアル」（日本語版のほか、外国語版8言語）を作成している。日本語版は冊子化（外国語版はホームページ掲載のみ）し、講習の際に教材として活用するほか、団体や企業等に配布している。

・事業実績（令和4年度）

計20,000部



外国人労働者
雇用マニュアル

ウ 外国人適正雇用推進月間（平成22年度開始）

都内における外国人の適正雇用を呼びかけるため、毎年6月及び12月に東京出入国在留管理局、警視庁、東京労働局、区市町村等関係機関と連携した街頭キャンペーンを実施している。

- ・事業実績（令和4年度）

12月 3か所で実施



街頭キャンペーンの様子

エ 外国人適正雇用推進宣言事業所づくり（平成23年度開始）

都内の事業主に対して適正雇用への意識を高めてもらうため、会社、店舗等の事業所を訪問して「外国人適正雇用推進宣言事業所マグネット」を配付し、事業所の入口付近や顧客等の目に留まりやすい場所に貼付してもらうことで、不法就労を許さない環境づくりに取り組んでいる。

(10) 外国人滞在支援対策

都内在住の外国人は、令和5年1月現在約58.1万人（前年比約6.3万人増）であり、外国人居住者の数は全国最多となっている。

外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、忘却、錯誤から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。このため、都では在住外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防ぐ対策に取り組んでいる。

ア 滞在適正化講習（留学生等に対する生活指導講習）（平成27年度開始）

来日外国人が犯罪に関与せず、日本で適正な生活を送れるようにするために、留学生や技能実習生等を対象に出張型の啓発講習を実施している。

- ・事業実績（令和4年度）

27回、受講人数 1,063人

イ 「外国人在留マニュアル」の作成（平成27年度開始）

来日外国人が、日本で適正な生活を送れるよう、外国人が犯しがちな入管法、刑法、道路交通法等の日本の法律やルール・マナーを理解してもらうため、「外国人在留マニュアル」（日本語版のほか、外国語版21言語）を作成している。

本マニュアルは各言語版をホームページに掲載しているほか、都内在住の外国人の人口構成を参考に日本語版及び外国語版の計12言語を冊子化し、滞在適正化講習での活用や東京出入国在留管理局、外国人在留支援センター、区市町村、警視庁等を通じて広く配布している。

- ・事業実績（令和4年度）

外国人在留マニュアル



外国人在留
マニュアル

(冊子 計60,000部)

日本語、中国語（簡体字）、英語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、マレー語、モンゴル語、ベンガル語、インドネシア語の計12言語
(ホームページ掲載のみ)

中国語（繁体字）、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、シンハラ語、ウルドゥー語、ペルシャ語

ウ 来日外国人向け啓発DVDの活用（平成27年度開始）

日本に在留する外国人（観光客を含む。）に対して、日本の法律やルール・マナーを教示するDVDを作成し、留学生等に対する生活指導講習で活用している。

エ 「外国人旅行者マニュアル」の作成（令和元年度開始）

外国人旅行者が、文化の違いや法律の不知等により、意図せずトラブルに巻き込まれる、あるいは法を犯すことがないように、注意してほしい日本の法律やルール・マナーを理解してもらうためのマニュアルを配布している。



外国人旅行者
マニュアル

(11) 暴力団排除対策

暴力団は、近年、みかじめ料の徴収など伝統的な資金獲得活動に加え、暴力団員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、それを有力な資金源の一つとしている実態が認められる。また、経済や社会情勢の変化に応じて、金融業、建設業、労働者供給事業、風俗営業等に関連する多種多様な資金獲得活動を行っている。

都は、警視庁、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」という。）等関係機関と連携して、行政対象暴力対策、都の契約からの暴力団排除、社会全体の暴力団排除気運を高めるための広報啓発活動など、実効性のある暴力団排除対策を実施している。

ア 暴力団排除の取組（平成21年度開始）

行政対象暴力を防止して公務の適正かつ円滑な執行を確保するために、総務局と連携し、行政対象暴力対策連絡会議や講習会を開催しているほか、都のすべての契約から暴力団を排除するために、財務局と連携して平成22年11月に改正された「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」に基づき、令和5年3月末までに、暴力団関係企業8社を排除している。

また、東京都全体で行政からの暴力団排除を推進するため、「区市町村暴力団排除担当課長連絡会議」等を通じて、暴力団情勢等についての情報提供等を行い、区市町村との連携や情報共有を図っている。

・事業実績（令和4年度）

行政対象暴力対策連絡会議

1回

行政対象暴力対策講習会

1回

区市町村暴力団排除担当課長会議 1回

イ 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組（平成22年度開始）

企業等に対しては、暴力団の実態や不当要求対応要領について、青少年や青少年の教育に携わる者に対しては、青少年が、暴力団等が関与する犯罪の被害者や加害者にならないようにするための対応要領について、それぞれ暴力団排除実演式講話による啓発を行っている。

その他、青少年の教育に関する支援として、警視庁、暴追都民センター及び法務省と連携し、多摩少年院において、暴力団排除実演式講話等の「特別授業」を通じ、在院者の更生を支援している。

また、暴力団排除ウェブサイトに、暴力団の実態や虚構に関する情報を掲載して、青少年の暴力団加入防止を図るとともに、暴力団員に対しては組織からの離脱を促しているほか、暴力団排除活動の重要性について都民の理解を深め、暴力団排除気運の更なる向上を図るため、警視庁、暴追都民センターと連携して、暴力団排除イベントを実施している。

・事業実績（令和4年度）

暴力団排除実演式講話の実施

- ・企業等 9回
- ・中高生、大学生等 38回
- ・少年院在院者 1回

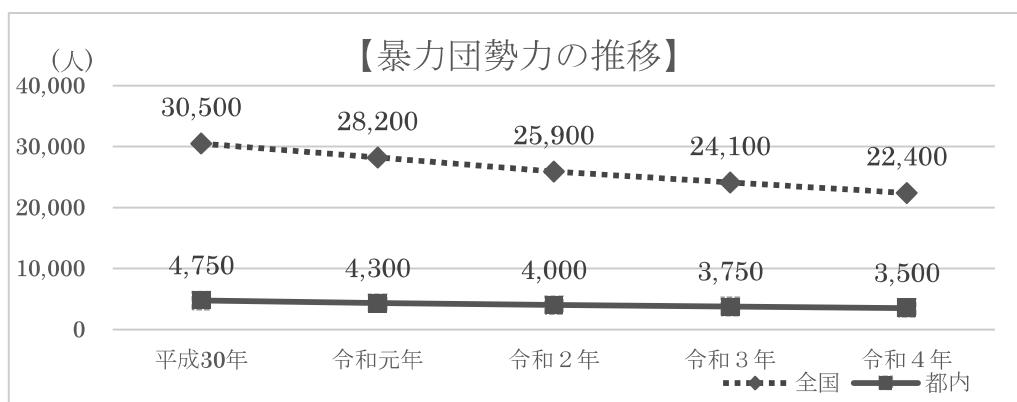
暴力団排除イベントの実施 2回



暴力団排除実演式講話



暴力団排除イベント



2 交通安全対策等の推進（総合推進課）

(1) 交通事故防止

ア 春・秋の全国交通安全運動（昭和23年度開始）、TOKYO交通安全キャンペーン（平成4年度開始）

都民一人ひとりに交通安全意識を浸透させ、実践し、習慣づけるための広報啓発活動（ポスターの掲示及びリーフレットの配布、イベント等）を、警視庁、区市町村をはじめとする関係機関・団体等と連携して行っている。

- 事業実績（令和4年度）

春の全国交通安全運動 令和4年4月6日から15日まで

秋の全国交通安全運動 令和4年9月21日から30日まで

TOKYO交通安全キャンペーン 令和4年12月1日から7日まで

参考 「第11次東京都交通安全計画」

都内の陸上交通に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、5か年の大綱として策定した。

(1) 計画年度

令和3年度から令和7年度まで

(2) 計画目標

- 令和7年までに、24時間死者数を110人以下、死傷者数を27,000人以下とすることを目指す。

(※令和2年中の死者数は155人、死傷者数は29,043人)

- 鉄道事故において、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少を目指す。

- 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

(3) 重視すべき視点

高齢者及び子供の交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、二輪車の安全対策の推進、飲酒運転の根絶、先端技術の活用、「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進、東京2020大会を踏まえた交通安全

(参考)

都内の交通事故発生件数・死者数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
事故総件数（件）	32,590	30,467	25,642	27,598	30,170
死者数（人）	143	133	155	133	132

(出典：警視庁交通年鑑（警視庁）)

イ 暴走族追放の普及啓発（昭和62年度開始）

毎年6月を「暴走族追放強化期間」として、警視庁等と連携して、暴走族追放ポスターを作成し掲示するなど、暴走族を許さない環境づくりを促進している。

- ・事業実績（令和4年度）

暴走族追放ポスター 7,200枚

暴走族追放チラシ 17,100枚

ウ 過積載防止対策（平成4年度開始）

「過積載防止対策庁内連絡会議」を設置して、都の公共工事等から過積載運行車両を排除するため、工事現場の巡回調査や現場総点検の実施などの防止対策に取り組んでいる。また、過積載走行による悪影響や関連する法令等を記載したパンフレットや啓発用ステッカーを作成・配布し、工事関係者等への周知及び啓発を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

パンフレット 6,000部、ステッカー 6,450枚

エ 首都交通対策協議会会長賞の贈呈（平成10年度開始）

交通安全対策の功労が特に顕著であった区市町村、当該地域の交通安全協会及び高齢者の事故防止対策に積極的に取り組んだ団体に対し、首都交通対策協議会会長賞を贈呈し、より一層の交通安全対策の推進を図っている。

- ・事業実績（令和4年度）

中野区、青梅市、中野・野方・青梅交通安全協会

オ 区市町村の交通安全教育担当者への実務講習会（平成14年度開始）

区市町村の交通安全教育担当者を対象に、交通安全に関する知識及び実務能力を身に付ける講習会を実施し、区市町村が行う交通安全教育を支援している。

- ・事業実績（令和4年度） 2回

カ 子供と高齢者、外国人等の交通安全対策

(ア) 参加・体験型の交通安全教育

道路横断時の危険性を疑似体験できる「歩行者シミュレータ」（平成19年度開始）や反射材の効果を視認できる「くらピカBOX」（平成22年度開始）等による交通安全教育を実施している。

- ・事業実績（令和4年度）

歩行者シミュレータの運用 159回 体験者 14,150人

くらピカBOXの貸出 2回

(イ) 高齢者交通事故防止の普及啓発（平成18年度開始）

警視庁や関係機関・団体等と連携し、高齢者向けの交通安全教室を実施しているほか、高齢者の重大事故が社会問題化していること等を踏まえ、運転免許の自主返納制度や免許返納後の生活サポートについての周知を行っており、一般社団法人東京バス協会が発

行する冊子「東京都シルバーパスを利用されるみなさまへ」に記事を掲載している。また、各種イベントや高齢者が集まるスーパー、駅、公園等において、一人でも多くの高齢者に交通安全意識が浸透するように、反射材やチラシの配布を通じて普及啓発活動を行っている。

平成30年度からは自動車等を運転する高齢者等を対象に、「高齢ドライバー交通安全セミナー」を開催しているほか、令和2年度から、高齢ドライバー及びその家族を対象とした運転免許に関する「休日家族相談会」を開催し免許返納後のサポート体制の周知を行うなど、高齢ドライバーの交通事故防止に取り組んでいる。また、令和4年度から病院等の医療機関や公共交通機関内のデジタルサイネージにおいて、高齢運転者の運転免許証の自主返納に向けた動画を放映し、普及啓発を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

- | | |
|-----------------|------------|
| 高齢ドライバー交通安全セミナー | 2回 |
| 休日家族相談会 | 1回 |
| 運転免許自主返納普及啓発チラシ | 2,383,000枚 |

(ウ) 地域交通安全ふれあい事業（平成21年度開始）

区市町村が主催する高齢者対象の講習会等において、都が出前形式で俊敏性測定器や四輪シミュレータ等を用いた参加・体験型の交通安全教育を実施し、地域の交通安全意識の向上を図っている。

- ・事業実績（令和4年度） 9回 参加者 684人

(エ) 外国人に対する交通安全教育（平成26年度開始）

外国人向けに制作した交通安全教育DVDの貸出し等により、外国人の交通ルールの遵守及びマナーの向上を図っている。

- ・事業実績（令和4年度）

- | |
|-----------------------------|
| 訪日旅行者向け交通安全短編映像集の上映（ANA国際線） |
| 東京動画（東京都公式動画チャンネル）への掲載 9か国語 |

キ 飲酒運転対策（平成18年度開始）

警視庁、区市町村等の関係機関と連携し、飲酒運転根絶の気運醸成を図るため、特に飲酒の機会が増える夏季を捉えて「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を実施している。

また、年間を通じて、飲酒運転根絶ステッカーを作製、酒類提供店等へ配布し、店内での掲示や呼び掛け等を依頼している。

- ・事業実績（令和4年度）

- | |
|--|
| 飲酒運転させないTOKYOキャンペーン（令和4年7月1日から7日まで） |
| 街頭ビジョン及び電光掲示板における広報 11か所で実施 |
| 飲酒運転根絶ステッカー・シール配布 2,273枚 |
| ステッカー1,371枚（内訳 飲食店用306枚、販売店用52枚、駐車場用177枚、共用836枚） |

シール 902枚（内訳 飲食店用 350枚、販売店用 101枚、共用451枚）

ク 東京都交通安全ポスターコンクール（平成25年度開始）

都内在住又は在校の小学生を対象として、子供の交通安全意識の向上と子供の目線から交通事故防止を訴えることを目的にポスターコンクールを実施している。

優秀作品は、「知事賞」、「担当局長賞」等として表彰し、知事賞作品は春・秋の全国交通安全運動のポスター等に活用している。

- 事業実績（令和4年度）

応募総数 279点（このうち知事賞2点含む26点を選出）

ケ 交通短期保護観察処分者に対する交通安全教育（平成18年度開始）

交通短期保護観察処分に付された少年に対し、講義を通じて命の大切さや社会的責任に関する内容を中心とした交通安全教育を実施している。

コ 自動車運転代行業の認定等に関する同意・監督（平成27年度開始）

国土交通大臣から都道府県知事への権限委譲に伴い、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づき、自動車運転代行業の認定等に関する同意及び監督に係る事務を行っている。

サ 交通事故相談

交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手続、生活更生問題などの相談に応じている。また、区市の交通事故相談員や担当者への研修を行い、相談機能の充実を図っている。

- 相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前9時～午後5時
- 事業実績（令和4年度）

<内容別相談件数>

区分	件数(件)	割合(%)
賠償問題	2,593	87.2
更生問題	200	6.7
その他	180	6.1
合計	2,973	100.0

<被害者・加害者別相談件数>

区分	件数(件)	割合(%)
被害者	2,338	78.6
加害者	539	18.1
その他	96	3.2
合計	2,973	100.0

<経路別相談件数>

区分	件数(件)	割合(%)
来訪	0	0
電話	2,973	100.0
郵送	0	0
合計	2,973	100.0

(2) 自転車安全対策

ア 自転車安全利用普及啓発

都内では、自転車が関与した事故の割合は増加傾向にあり、ルール・マナーを守らない自転車利用者の問題が社会的関心を集めている。このため、自転車販売時の啓発の義務化など、自転車の交通ルールを広く周知し、安全利用の促進を図っている。

(ア) 自転車安全利用TOKYOキャンペーン（平成20年度開始）

社会全体で自転車の安全利用を推進するため、自転車安全利用条例や東京都自転車安全利用推進計画（以下「推進計画」という。）を踏まえ、毎年5月の自転車月間に合わせて、区市町村、警察及び関係団体と連携してキャンペーンを実施している。

キャンペーン期間中は、広く都民に対して自転車の安全利用の意識向上を図るため、各区市で開催される大規模イベントと連携し、自転車シミュレータを活用した交通安全教室やスケアード・ストレイイト交通安全教室を実施している。



イベントと連携したスケアード・ストレイイト交通安全教室

(参考)

都内の自転車事故件数、都内・全国の交通事故全体に占める自転車関与事故の割合(%)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
都 内	36.1	39.0	40.6	43.6	46.0
全 国	19.9	21.1	21.9	22.8	23.3
自転車事故件数※	11,771	11,874	10,407	12,035	13,883

(※ 自転車事故件数は、自転車の関与事故件数であり、自転車相互事故は1件として計上)

(出典：警察庁「令和4年中の交通事故の発生状況」、警視庁「都内自転車の交通事故発生状況」)

(イ) 自転車シミュレータ交通安全教室（平成24年度開始）

子供から高齢者まで、自転車のルールを分かりやすく習得できる自転車シミュレータやVR機器を活用し、区市町村や学校等と協働して交通安全教室を開催している。

・事業実績（令和4年度） 222回

(ウ) 自転車安全利用宣言証の交付（平成27年度開始）

自転車シミュレータ交通安全教室や自転車安全利用TOKYOセミナーの受講者等に、自転車の安全利用を常に心掛け、行動につなげてもらえるよう、「自転車安全利用宣言証」を交付している。また、自転車安全利用協賛企業を募集・認定し、宣言証保有者には、協賛企業からの特典が付与される。



自転車安全利用宣言証



特典を受けられる店舗・施設のステッカー

(エ) 自転車安全利用PRセンター（平成27年度開始）

東京交通少年団を「自転車安全利用PRセンター」に任命し、自転車利用時のヘルメット着用等の交通ルール・マナーを地域の子供から発信することで、自転車の安全利用の普及啓発を図っている。

(オ) 自転車用ヘルメット普及促進事業（平成27年度開始）

道路交通法や自転車安全利用条例、推進計画の趣旨を踏まえ、自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、東京都自転車安全利用センターの協力を得ながら、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施している。

(カ) 自転車交通ルールのチェックシート配布（平成28年度開始）

自転車小売業者等による販売時の交通ルールの啓発義務化をするなど、民間事業者と連携し、自転車販売店において交通ルール等をまとめたチェックシートを配布することで都民等へ啓発を行っている。

(キ) 免許返納者等高齢者向け自転車安全利用講習会の開催（平成30年度開始）

運転免許返納者数の増加に伴う、代替交通手段としての自転車利用の増大を見据え、区市町村と連携した講習会を開催している。

- ・事業実績（令和4年度） 2回

(ク) 東京都自転車安全利用センター（平成30年度開始）

主体的に自転車安全利用に向けた取組を行う事業者と協定を締結し、当該企業を「東京都自転車安全利用センター」として認定し、センター証を授与している。

- ・指定実績（令和4年度末） 8社

(ケ) 自転車損害賠償保険等への加入促進（令和2年度開始）

令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けた。

各種媒体を活用して、条例改正の内容や保険加入の必要性を都民に対して啓発していく。

(コ) 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」（令和4年度開始）

自転車事故事例やルール・マナーの学習に加え、自転車走行シミュレーションによる発進・停止・障害物を避ける等の体験学習が可能なスマートフォン等向けコンテンツを

リリースした。各種イベントにおける体験会や高等学校等におけるオリエンテーション事業等、利用に向けた普及啓発を行っている。

イ 自転車安全利用TOKYOセミナー（平成26年度開始）

自転車安全利用条例や推進計画では、行政、自転車利用者、事業者など、自転車に関する全ての主体が果たすべき役割を示している。

このうち、通勤や業務で自転車利用を認める都内の事業者を対象に、従業員に対する自転車利用のルール・マナーの向上や交通安全教育の推進、放置自転車の防止対策等に努める事業者の取組を支援するとともに、事業所内での取組が普及・定着するよう、事業所内で自転車安全利用を推進するリーダーを育成する講習会（web形式でも実施）を開催している。

- ・事業実績（令和4年度） 8回

ウ 自転車安全利用推進事業者制度（平成28年度開始）

自転車安全利用条例に基づき、事業者は、従業員に対して自転車に関する研修や情報提供等の必要な措置を講じるため、自転車安全利用推進者を選任することが努力義務となっている。都ではこの取組を進める事業者に支援を行うため「自転車安全利用推進事業者制度」を実施し、自転車安全利用TOKYOセミナーの情報提供や社内研修のための講師を紹介するなどしている。

エ 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助（令和元年度開始）

自転車の安全性や都民の安全利用意識を向上させ、自転車安全利用の促進を図るため、都民の自転車点検整備や自転車安全利用を促進する事業を実施する区市町村に対し補助を行っている。また、都民のヘルメット着用促進に向けた取組を早期に加速するため、ヘルメット購入助成事業を実施する区市町村に対し補助を行う。

- ・事業実績（令和4年度）

補助対象区市町村 20区市町

補助総額 16,345千円

オ 放置自転車対策

都内の駅周辺における自転車等の放置台数は、ピーク時の平成2年には約24.3万台にも上っていたが、令和4年の調査では約1.8万台にまで減少している。しかしながら、依然として駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど見過ごすことのできない社会問題となっている。このため、区市町村や関係機関、地域と連携して、放置自転車を減らすための取組を推進している。

（ア） 放置自転車の実態調査（昭和52年度開始）

区市町村を通じて、駅前の放置自転車等の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、対策に役立てている。

・事業実績（令和4年度調査）

都内の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数
17,559台（前年度比1,871台減少）

(イ) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン（昭和59年度開始）

毎年10月下旬の10日間に、都内全域において、区市町村とともに、警視庁や鉄道・バス事業者、商工業団体、交通安全普及団体等と連携して、ポスター・リーフレットによる広報や、Web広告を行うほか、駅頭での放置防止啓発キャラバン隊による普及啓発活動を実施している。

・事業実績（令和4年度）

駅前等での広報啓発活動 113駅、放置自転車の撤去活動 457駅

(ウ) 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈

都内の駅前放置自転車対策事業に功労があった団体や個人に対し、知事名による感謝状を贈呈することにより、駅前放置自転車対策のより一層の促進を図っている。

・贈呈実績（令和4年度）

3件（3団体）

(3) マイクロモビリティの安全な交通対策（令和5年度開始）

令和5年7月に改正道路交通法が施行され、いわゆる「電動キックボード」が運転免許不要、ヘルメット着用は努力義務、低速での歩道走行などが認められた「特定小型原動機付自転車」として、都内を走行する。

このため、電動キックボードの安全な走行が図られるよう、事業者団体と協定を締結し、連携して啓発事業に取り組むとともに、ポスター・リーフレットや動画、SNS広告、イベント等を通じて広く都民に対して交通ルールの周知を図る。

(4) ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進

ITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）とは、最先端の情報通信技術により、人、道路、車両の間で情報をやりとりし、事故抑制や渋滞解消などを目指す交通システムの総称である。

都は、ITS等を活用した交通対策を行っている。

ア ITS等を活用した集中的な渋滞対策

警視庁及び東京国道事務所と連携し、三環状道路等、道路ネットワークの整備とあわせ、既存の道路空間を活用し即効性のある渋滞対策として、都内主要渋滞箇所（※）を対象に、ITS技術も活用して交通流の円滑化を図っている。

※ 主要渋滞箇所 首都圏ボトルネック対策協議会が、渋滞関係データから、渋滞が多発している箇所や特定日に混雑している箇所を抽出し、国民や民間事業者、道路管理者から意見聴取を実施した上で特定した箇所である。

<内容>

- ・ITS技術を活用した交通流円滑化
- ・荷さばき対策・客待ちタクシー対策
- ・道路施設の改善
- ・普及啓発

<ITS技術を活用した交通流円滑化の具体的対策内容>

- ・交通情報板の設置
渋滞箇所の迂回誘導のため、ドライバーに対する情報提供として、交通管制センターからの遠隔制御により、渋滞箇所やルート別の所要時間等を表示し、交通量の分散を図ることで渋滞の緩和につなげている。
- ・主要渋滞箇所への対策実績（令和4年度）
8箇所（リアルタイム信号制御、需要予測信号、交通情報板、赤系舗装）

イ 震災時等における運転者等への情報提供

震災時等において、運転者等の安全確保や緊急車両の円滑な通行を確保するため、公益財団法人日本道路交通情報センターの「道路交通情報Now!!災害時情報提供サービス」を利用し、運転者等に対し、道路交通に関する情報（通行止情報や渋滞情報）と都が把握した火災情報を併せて、効果的な情報提供を行っていく。

3 若年支援施策の推進（若年支援課）

(1) 青少年問題協議会（昭和28年度設置）

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申するための知事の附属機関である。都は、同協議会からの答申等を受け、青少年健全育成の推進を図るために、様々な施策を展開している。

・根拠法令等 地方青少年問題協議会法、東京都青少年問題協議会条例

・構 成 会 長 東京都知事

委 員 東京都議会議員 6人、学識経験者 16人以内、

関係行政庁の職員 5人以内、東京都の職員 8人以内

・過去5期の審議内容（令和4年度末時点）

時期	審議テーマ	都の取組
第28期（平成22年1月）	メディア社会が広がる中での青少年の健全育成	青少年健全育成条例の一部改正
第29期（平成26年2月）	青少年へのインターネット・携帯電話への依存に関する調査研究（専門部会の中間報告）	ネット依存予防の取組（家庭や学校におけるルール作り支援など）
第30期（平成27年8月）	「東京都子供・若者計画（仮称）」について	都及び区市町村における子供・若者支援施策の枠組み作りの促進
第31期前期（平成29年5月）	児童ポルノ等被害が深刻化する中の青少年の健全育成について	青少年健全育成条例の一部改正
第31期後期（平成30年7月）	ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について	地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぼた）の構築
第32期前期（令和2年4月）	「東京都子供・若者計画」の改定について	「東京都子供・若者計画（第2期）」策定
第32期後期（令和2年12月）	SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中の健全育成	ターゲティング広告等による普及啓発の強化

(2) 若者総合相談支援事業

若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、メディアや情報通信技術の普及・発展など、めまぐるしく変化し、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景はこれ

まで以上に複雑化・深刻化している。このため、若者からの幅広い分野にまたがる相談を一次的に受け付ける若者総合相談支援事業を実施している。

ア 東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」の運営（平成29年度開始）

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」を運営している。

「若ナビα」では、若者本人やその保護者等を対象に、電話相談、メール相談、LINE相談及び面接相談（対面及びオンライン）を行っている。メール及び面接相談は、英語、中国語及び韓国語の3つの外国語にも対応している。

「若ナビα」では、事業開始以来、若者が利用しやすい環境整備に取り組んできており、令和4年4月からは、LINEと電話の相談時間を20時から23時まで延長した。

このほか、若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援を実施している。

- ・事業実績（令和4年度）

区分	延べ件数	内、新規件数
電話相談	5,899	1,979
メール相談	217	164
LINE相談	3,073	1,623
面接相談	100	37
対面	79	31
オンライン	21	6

(3) 地域における若者の自立等支援体制の整備

区市町村において、地域のニーズに応じて若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、相談窓口設置費用の補助を行うなど、地域における若者の自立等支援体制の整備を促進している。

ア 子供・若者自立等支援体制整備の推進（平成23年度開始、平成28年度再構築）

社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

活用自治体：5自治体（大田区、中野区、豊島区、荒川区、狛江市）

イ 地域支援者向け講習会（平成20年度開始）

社会的自立に困難等を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに、講習会を開催して、情報提供を行っている。

- ・事業実績（令和4年度）

2回（オンライン開催）

ウ 地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぽた）の運営（平成30年度開始）

若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。

- ・掲載支援機関数（令和4年度末） 252機関

エ 「若者応援プロジェクト」（令和4年度開始）

長引くコロナ禍により社会的・経済的に取り残され、誰にも頼れず望まない孤独・孤立に陥り、悩みや不安を抱える若者を対象に、支援機関等の情報を広く発信し、相談への後押しを行い、社会全体で若者に寄り添い応援する気運を醸成する。

- ・事業実績（令和4年度）

イベント3回

(4) 地域における青少年の健全育成の推進

ア 東京子供応援協議会等の運営

(ア) 東京子供応援協議会（平成17年度開始）

都民、区市町村、事業者、青少年健全育成団体等と協働して、青少年の健全育成に取り組む総合的推進体制を確立し、次代を担う青少年が心身ともに健やかに育成される社会の実現を図ることを目的として、「東京子供応援協議会」を設置している。

- ・構 成：会長 東京都知事

副会長 東京都副知事、東京都教育長、警視庁副総監、東京都商工会議所連合会会长

委 員 行政機関、教育関係団体、事業者団体、青少年健全育成等団体等

- ・事業実績（令和4年度）

1回（オンライン開催）

(イ) 地域における青少年健全育成推進会議（平成30年度開始）

地域における青少年の健全育成を推進し、区市町村及び地域活動等関係諸団体と東京都の連絡調整を図るため、「地域における青少年健全育成推進会議」を設置している。

- ・構 成：会長 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長

委員 東京都、区市町村、地域活動等関係諸団体

- ・事業実績（令和4年度）

1回（オンライン開催）

イ 地域における青少年の健全育成

青少年の規範意識やコミュニケーション力を育む取組に加え、地域の中で、高齢者や障害者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人を通して「多文化への理解を深める」など、青少年のダイバーシティの意識を育む取組を進めている。

(ア) 青少年応援プロジェクト@地域（平成30年度開始）

「多文化への理解」、「障害者や高齢者への理解」、「スポーツ・職業体験等」をテーマに、青少年や青年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施している。

・事業実績（令和4年度）

15回

(イ) あいさつ運動の展開（平成18年度開始）

都内の小学校において、「あいさつすることの大切さ」等を学ぶ、「あいさつ音楽劇」を上演し、青少年や保護者、地域の大人に対し、あいさつ運動の気運醸成を行っている。

・事業実績（令和4年度）

12回

(ウ) 中学生の主張東京都大会（昭和54年度開始）

中学生から日常生活で考えたことや社会に向けての意見等の作文を募集し、スピーチコンクールを開催している。最優秀者は「少年の主張全国大会」出場候補として推薦される。

・事業実績（令和4年度）

応募総数：5,647名 発表者：10名

日 時：令和4年9月11日（日曜日）午後2時から午後4時30分まで

会 場：都議会議事堂1階 都民ホール

(エ) 「家族ふれあいの日」の普及（平成12年度開始）

民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用するとサービスが受けられる優待制度の協力店や施設を紹介することで、家族とのふれあいを促進している。

・事業実績（令和4年度）

協力店・施設：64団体（85施設）

(オ) 地域における青少年健全育成応援事業補助（昭和32年頃開始、平成30年度内容変更）

青少年の規範意識やコミュニケーション力を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助する。

・事業実績（令和4年度）

交付決定：30区市町村

(カ) 青少年健全育成地区委員会連絡会（研修会）（平成14年度開始）

地域で青少年健全育成活動を実施している地区委員会相互の連携を密にするとともに、活動状況を共有するため、地区委員会連絡会を開催している。また、区市町村が推薦する取組をモデル事例に指定し、研修会で発表している。

- ・地区委員会数：721（57区市町村）（令和4年4月現在）

- ・事業実績（令和4年度）

連絡会：1回（オンライン開催）

研修会：1回（ハイブリッド開催）

(キ) 地区委員会アドバイザー派遣事業（平成31年度開始）

地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な知識をもった専門家を派遣する。

- ・事業実績（令和4年度）

17回

(ク) 青少年健全育成地区委員会等推進モデル事例集の作成（平成13年度開始）

地域社会、家庭、学校が連携し、地域ぐるみで青少年を健全に育成する取組を事例集としてまとめ、活動の参考としてもらうことで、地域での青少年健全育成を促進する。

- ・事業実績（令和4年度）

モデル事例指定：6団体

事例集配布部数：3,000部

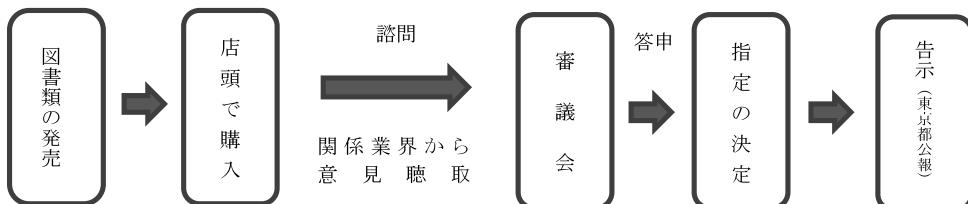
(5) 青少年健全育成審議会（昭和39年度開始）

青少年健全育成審議会は、知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は不健全なものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くための附属機関である。平成13年度に、専門的事項に対応するために専門委員制度を設けた。

- ・構成 業界に関係を有する者 3人以内、青少年の保護者 3人以内、学識経験を有する者 8人以内、関係行政機関の職員 3人以内、東京都の職員 3人以内
- ・事業実績（令和4年度）

審議会 11回、優良映画等の推奨 5作品、不健全図書類の指定 9冊

ア 不健全図書類指定の流れ



イ 不健全図書類指定の効果

- ・指定図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
- ・青少年が指定図書類を閲覧できないよう包装しなければならない。
- ・指定図書類を他の図書類と明確に区分陳列し、営業の場所を容易に監視できる場所に置かなければならない。
- ・指定図書類の陳列場所には、青少年への販売等を制限する掲示をしなければならない。

(6) いじめ問題対策

いじめ防止対策推進法（平成25年施行）第30条及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年施行）第12条に基づき、知事部局として、都立学校についていじめ問題に係る取組を行っている。